

整理番号	20-11	事務事業名	児童扶養手当支給事業		作成部署	保健福祉部児童家庭課	電話	内線789
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	上村弘志	課長職名	八町史郎	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	S37	根拠法令等	児童扶養手当法					
〃 終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	父と生計が同一でない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促すため、児童扶養手当を支給することにより児童の福祉の増進を図る。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	安全で安心できるまち	(第1章)
	節	児童福祉	(第3節)
	施策	子育て支援の充実	(第1施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	母子家庭等支給要件・所得制限に該当する児童を養育する母又は養育者	
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	手当の支給により母子世帯等の生活の安定及び生活環境水準を確保し児童の健全育成を図る	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	母子世帯等に手当制度の周知広報を図り、相談・新規申請受付審査の実施、対象者には所得に応じた手当額を年3回(4月8月12月に4ヶ月分)の支給 手当月額 41,880円(全部支給) 所得制限による一部支給 加算額 児童2人目 5,000円 3人目以降1人につき 3,000円
		17年度	同上

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金	153,311	161,460	164,250	185,538
	道支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	50,536	55,170	56,441	63,085
合計	203,847	216,630	220,691	248,623	
人件費(概算)	人数(年間)	1.00	1.00	1.30	1.30
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	9,000	9,000	11,700	11,700
総事業費 +	212,847	225,630	232,391	260,323	

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	新規認定処理件数(年間)(件)	96	79	83	87
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	受給者数(12月期)(世帯)	417	459	482	504
	受給対象児童数(12月期)(人)	679	738	750	762
	受給率 (受給者数/市内世帯数)	1.78%	1.91%	1.99%	2.08%
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	受給者1人当たりコスト(円) (総事業費÷受給者数)	510,424	491,569	482,139	516,514

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	全国的にも離婚や未婚出産による母子家庭等は増加し続けており、今後も増加傾向にあると見込まれ、関心や要望の高い制度である。国の少子化対策の中でも母子家庭の自立に向けた支援は重点施策として子育て支援や就労支援、養育費の確保の指導といった総合的施策展開が求められている。
---------------------------------	--

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	法律(児童扶養手当法)の規定により民間(市民・企業)等には該当しない事業	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	法律に基づく制度であり、母子家庭等の増加から受給対象者も多く、母子・児童福祉の観点からも市民ニーズは高い。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	受給手続き・支給金額に関して全て法律に規定された事業。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	給付事業であるため受益者負担に該当しない(所得制限による支給停止あり)	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	収入基盤の弱い母子家庭等にとって、手当の支給により一定程度の生活安定と子育ての経済的負担軽減が図られている。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	年々受給者が増加傾向にあり手当の性質上調査項目も多く認定や現況届等一連の作業が完了するまで時間がかかるため事務量が増大しているため、事務処理コスト軽減が課題	受付審査業務に関しては他の相談等もあり専門知識等必要性があるが、所得調査・書類調査を行う現況届の繁忙期に臨時職員等雇用による事務コスト削減を図る等工夫が必要

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	今後とも国の児童扶養手当支給制度に基づき対応していく。また受給手続きには個人情報が多く関わってくることから、相談者や受給者のプライバシーにも十分配慮していく。事務処理量の増加が見込まれるため、事務処理コストの削減方法を検討する。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり